



財産処分について

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班(高年施設担当)

財産処分とは

概要

- 補助金を活用して整備した施設や購入した備品は、**処分制限期間内に自由に処分することはできません。転用や廃棄を行う場合は、事前に知事の承認を得る必要があります。手続き漏れのないよう、十分に注意してください。**
- 経過年数や財産の転用、無償譲渡等の目的等に応じて、**補助金の返還が生じることがあります。**

県補助金交付要綱

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間（※次ページ）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者（直接補助金等の交付を受ける者）は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

留意点

- 財産処分の手続きをしないと、**交付決定が取り消される場合があります。**
- 財産に係る台帳を整備する必要があります。

すべての事業者の皆様には制度の理解を深めていただくようお願いいたします。

財産処分とは

財産処分の種類

- 【**転用**】 補助財産を、補助金等の交付の目的以外で使用する事。
- 例) ・ 特別養護老人ホームの一部をデイサービスに転用
・ 小規模多機能型居宅介護事業所を廃止（廃止後の利活用を行わない場合）
- 【**譲渡**】 補助財産の所有者が替わること。
- 【**交換**】 補助財産を、第三者が所有する財産と交換すること。
- 【**貸付**】 補助財産の使用者が替わること。
- 【**抵当権の設定**】 補助財産を担保に供すること。
- 【**取壊し**】 補助財産（不動産）の使用を止めて、取り壊すこと。
- 【**廃棄**】 補助財産（機械器具）の使用を止めて、廃棄すること。

**財産処分に該当すると思われる処分を行う場合は、補助金を交付した
地方公共団体にご相談ください。**

別に定める処分制限期間

別に定める処分制限期間

2008年（平成20年）7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間のこと

具 体 例

- **特別養護老人ホーム（鉄筋コンクリート造）・・・47年**
→ 建物＞鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの＞住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの に該当
- **養護老人ホーム（鉄骨造（骨格材の肉厚4 mm超））・・・34年**
→ 建物＞鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの＞店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの に該当
- **特殊浴槽・・・6年**
→ 器具及び備品＞医療機器＞ハーバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 に該当
- **事務机、事務椅子（金属製のもの）・・・15年**
→ 器具及び備品＞家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品＞事務机、事務椅子及び に該当
→ 事務机、事務椅子（その他のもの）は8年

補助金の返還が生じる場合

返還が生じる場合

- ① 10年経過後の厚生労働行政関連事業等以外への転用、無償譲渡等
- ② 10年経過前の転用、無償譲渡等
※同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡等は返還不要
- ③ 有償譲渡等

返還金の算出方法

10年経過前の転用、無償譲渡等の場合

$$= \text{補助額} \times \frac{\text{残存年数} (= \text{処分制限期間} - \text{経過年数})}{\text{処分制限期間}}$$

返還が不要な場合

- ① 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提に行われる、10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等
- ② 災害等による取壊し等

申請にあたって

申請方法

- 県HP「[介護サービス事業者への施設整備補助事業等について](#)>財産処分」において、処分要領や様式を掲載しています。
- 提出にあたっては、以下の事項を明確にした上で、根拠資料等（交付決定通知や確定通知書等）も添付いただきますようお願いします。
 1. 補助金名
 2. 補助年度
 3. 施設名
 4. 建物構造
 5. 補助額
 6. 総事業費
 7. 経過年数
 8. 処分の内容（転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定
取壊し又は廃棄）
 9. 処分予定年月日

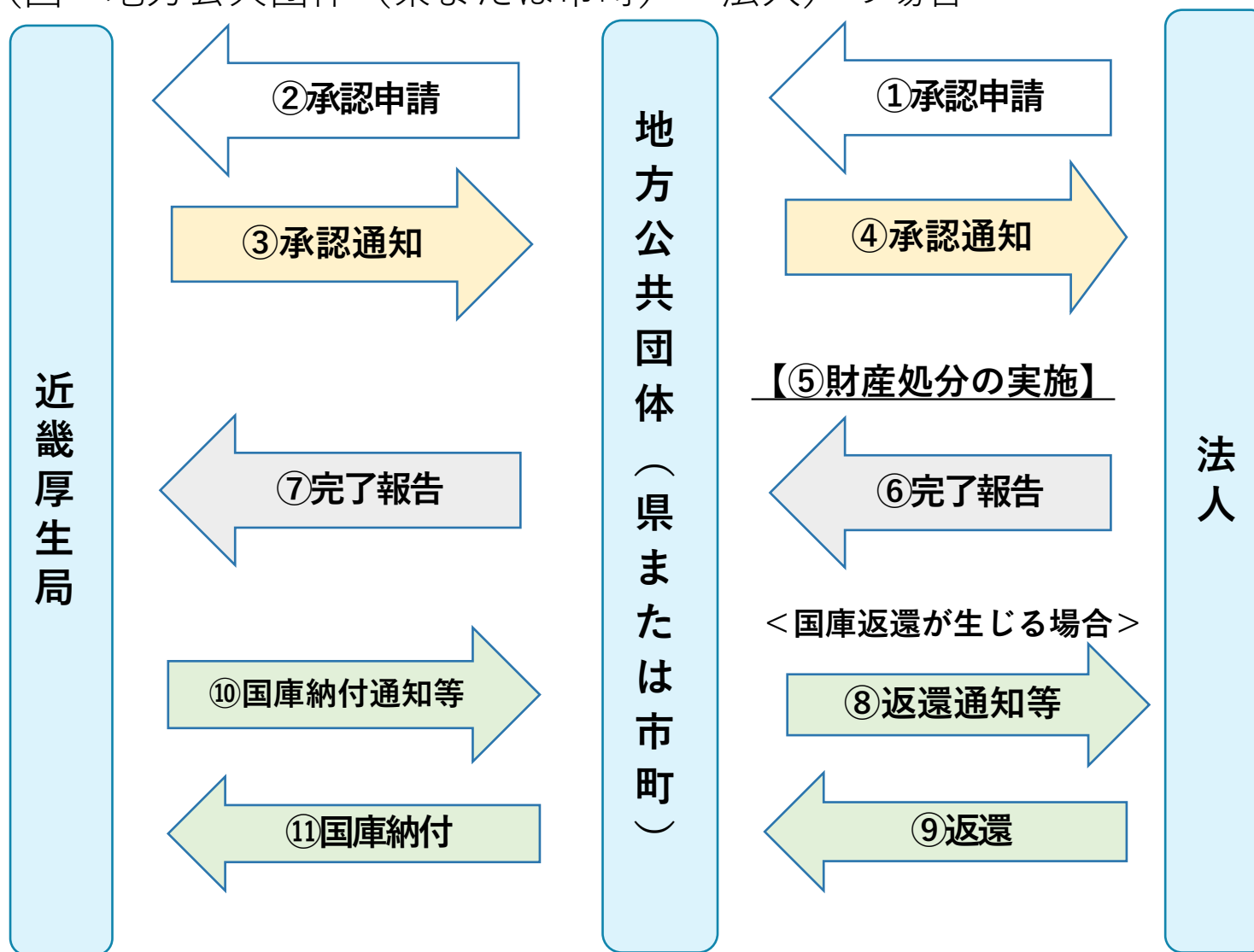
申請先

- **補助金を交付した地方公共団体へ提出ください。**
例：直接補助の場合（県→事業者）・・・事業者は**県**へ申請ください。
間接補助の場合（県→市町→事業者）・・・事業者は**市町**へ申請ください。

申請にあたって

申請の流れ

国の間接補助（国→地方公共団体（県または市町）→法人）の場合



留意事項

財産処分後の申請

- 財産処分を実施した後に、手続きを行う事例が増えています。
事前に承認が必要であるため、適切に申請いただくようお願いします。
- 国からの間接補助の場合、県から国に対しても承認申請するため、**処分予定年月日の3か月前までには、県へ申請をお願いします。**

補助金関係資料の適切な管理

- 高齢者施設等の施設整備補助のような30年以上前に補助を受けた事業の財産処分の場合、当時の補助金関係資料を紛失している事例が多くあります。
補助金関係資料（交付決定通知書や補助金確定通知書など）は適切に管理いただくようお願いします。

経過年数の考え方

- 経過年数は、補助目的のために使用した期間のことを指します。
- そのため、**休止期間は経過年数に含めません。**

参考

県HP・・・[介護サービス事業者への施設整備補助事業等について](#)
近畿厚生局HP・・・[厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分](#)